

再犯防止推進計画等検討会（令和５年度）

議事録

第１ 日 時 令和６年３月１５日（金） 自 午前１０時３０分
至 午後 零 時

第２ 場 所 法務省地下１階小会議室（オンライン併用）

第３ 議 題 （１）法務省からの報告
（２）関係省庁からの報告
（３）意見交換

第４ 議 事 （次のとおり）

議 事

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和５年度の「再犯防止推進計画等検討会」を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、対面で御出席の方とオンラインで御出席の方がいらっしゃいます。オンラインで御出席の方におかれましては、音声聞こえない、画像が映らないなどの不具合が生じた場合には、議事の途中でも結構ですので、挙手機能、チャットなどでその旨お知らせください。なお、オンラインに対応するため、本日は、御出席の皆様におかれては、発言時も含め、御着席いただいたまま、議事等を進めてまいりたいと思いますので、その点御承知おきください。

それでは、本検討会の開催に当たり、議長であります門山法務副大臣から御挨拶をさせていただきます。門山副大臣、よろしくお願いいたします。

○法務副大臣 再犯防止推進計画等検討会の開催に当たり、議長として、一言御挨拶申し上げます。

第一次再犯防止推進計画を策定した平成２９年当時と比較すると、再犯者数は着実に減少しているものの、刑法犯検挙者の約半数が再犯者という状況は依然として続いています。こうした状況に鑑みると、引き続き、再犯防止の取組をより一層推し進めていく必要があるといえます。

そこで、小泉法務大臣は、今国会の所信表明において、新たな被害者を生まない「安全・安心な社会」実現の鍵を握っているのは「再犯防止」である旨述べ、その推進に関する強い決意を語りました。

国・地方公共団体・民間協力者の連携が進み、より機能し始めた再犯防止の取組を更に深化させ、推進するためには、昨年３月に策定された第二次再犯防止推進計画に掲げられた９６の具体的施策を、一つ一つ着実に実施していかなければなりません。それに当たっては、それぞれの分野で深い知見をお持ちの有識者の方々から御指導・御助言を賜りながら進めていくことが必要であると考えています。そこで、本日は、第二次計画に盛り込まれた施策の進捗状況等について、法務省を始め関係省庁から御報告申し上げた上で、有識者の皆様から忌たんのない御意見をいただきたいと思いますと考えております。

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく、責任ある社会の構成員として受け入れられるようにするため、皆様のお力をお借りしたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、以上をもって、私の御挨拶とさせていただきます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 門山副大臣、ありがとうございました。議事に入る前に、構成員の異動がございますので、御紹介いたします。これまで、

有識者委員を務めていただいております、更生保護法人清心寮理事長の清水 義恵 様、更生保護法人全国保護司連盟副理事長の森久保 康男 様が、御退任され、新たに、日本更生保護協会事務局長の幸島 聡 様、更生保護法人全国保護司連盟副理事長の松本 眞由美 様に、有識者委員として御参画いただくこととなりました。幸島委員、松本委員には、本日の検討会から御出席いただいておりますので、一言頂戴したく存じます。幸島委員、よろしく願いいたします。

○**幸島委員** 日本更生保護協会事務局長の幸島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** 続いて、松本委員、よろしくお願いいたします。

○**松本委員** 更生保護法人全国保護司連盟副理事長の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** 幸島委員、松本委員、ありがとうございます。他の有識者委員の皆様におかれましては、引き続き、お務めをいただいております。御紹介につきましては、資料１－２の構成員名簿をもって代えさせていただきます。

門山副大臣は、公務のため、ここで退席させていただきます。

それでは、議事に入ります。まず、議事の「（１）法務省からの報告」として、第二次再犯防止推進計画の計画期間の１年目である今年度、令和５年度における取組の進捗状況等について御説明いたします。なお、配布資料とは別にお配りしている「第二次再犯防止推進計画 目次（施策部分）」に、本日御報告する施策がどこに位置付けられているのかを記載しておりますので、御参考として適宜御覧ください。

初めに、大臣官房秘書課からお願いします。

○**法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長** 大臣官房秘書課企画再犯防止推進室でございます。大臣官房秘書課の取組について、資料に記載のとおり、三点御説明します。

一点目として、再犯防止をめぐる近年の動向を概観するため、第一次の再犯防止推進計画下の指標の推移を御説明します。一番上のグラフを御覧ください。ピンク色の棒グラフのとおり、平成１９年以降、刑法犯検挙者に占める再犯者の数は一貫して減少していますが、それを上回るペースで初犯者の数が減少しているため、折れ線グラフのとおり、再犯者率は５０パーセント近くで高止まりしています。次に、中段のグラフのとおり、出所受刑者の２年以内再入率は、着実に低下しております。主な罪名別の２年以内再入率のグラフも、下段左に併せて掲載しておりますので、御参照ください。再犯防止を推進する上では、地方公共団体の役割も重要です。下段右の表のとおり、地方再犯防止推進計画の策定数は着実に増加しています。

二点目として、地域再犯防止推進事業について御説明します。この事業は、二次計画に明示された国・地方公共団体の役割分担に基づき、地域における再犯防止の取組を推進するため、国・都道府県の取組として令和5年度から開始したものです。具体的には、資料の右下の事業内容に記載した三つの事業全てを実施する都道府県に対し、法務省がその経費の2分の1、最大150万円を補助する事業です。今年度は、24都府県に実施いただきました。

一例として愛知県の事業を紹介いたします。愛知県では、基礎自治体に対する支援として、令和5年9月に市町村の再犯防止担当課長会議を開催し、これをきっかけとして、未策定の7市町村が地方計画策定に向けた検討を開始するなどの成果が上がっております。また、直接支援として、寄り添い弁護士事業を愛知県弁護士会に委託し、弁護士の伴走による社会復帰支援事業を実施しています。

三点目として、令和5年版再犯防止推進白書の特集を御説明します。第二次再犯防止推進計画の施策番号93には、再犯防止施策の一層の推進を図るため、「社会復帰を果たした者等が犯罪や非行から離脱することができた要因」を踏まえた対応をすることが新たに盛り込まれました。そこで、令和5年版再犯防止推進白書の特集では、かつて犯罪や非行をしたものの、その後、社会復帰を果たした4名の当事者にインタビューを行い、それぞれが社会復帰をするまでの過程を掲載した上で、これを基に、犯罪や非行からの離脱要因の分析を試みました。

大臣官房秘書課からは以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 次に、刑事局からお願いします。

○法務省刑事局総務課長 刑事局でございます。刑事局からは、厚生労働省の麻薬取締部が実施し、検察庁が協力している、薬物の再乱用防止対策事業について御紹介します。

まず、この事業の概要から説明させていただきます。厚生労働省の麻薬取締部では、令和元年度から、薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止を実現するため、「薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業」を行っています。現時点で対象者とされているのは、薬物事犯で、保護観察が付かない全部執行猶予判決を受けた薬物初犯者や、過去に薬物事犯で有罪判決を受けた者を除く薬物事犯で不起訴処分となった者などです。支援の内容としては、麻薬取締部が公認心理師、精神保健福祉士、臨床心理士、元麻薬取締官等で構成される再乱用防止支援員を配置し、対象者に対し、第一に、直接支援、すなわち再乱用防止支援員による面談、断薬プログラムの提供等、第二に、家族支援、すなわち対象者の家族へのアドバイス等、第三に、間接支援、すなわち医療機関や自助グループ等への引継ぎ等を行っています。

続いて、この再乱用防止対策事業と検察庁の関わりについて説明させていただきます。令和3年9月以降、この再乱用防止対策事業を、検察庁が行う入口支援の選択肢に追加する取組が大阪、広島、高松、那覇の4地検において試行的に開

始されておりまして、昨年5月には東京、名古屋、仙台、札幌の4地検、昨年9月には福岡地検がそれぞれ試行対象として追加されております。検察庁は、本事業の支援の対象となり得る被疑者や被告人につきまして、支援の要否を検討し、支援が必要であると考えた場合には、麻薬取締部に対象者の受入れの可否を確認し、麻薬取締部による受入れが可能な場合は、対象者に対して支援事業内容を説明し、麻薬取締部宛てに対象者の情報提供ということについて、対象者から同意を取る、こういった流れで事業に関与しているところでございます。今後も適切な治療と効果的な社会復帰支援により再乱用防止を図るため、引き続き関係機関において密接に連携し、当該事業に取り組んでいく必要があると考えております。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。次に矯正局からお願いいたします。

○法務省矯正局更生支援管理官 法務省矯正局でございます。矯正局からは、第二次再犯防止推進計画に係る矯正施設の取組と書いてあります資料に基づきまして、農福連携、若年受刑者処遇、犯罪被害者等心情聴取・伝達制度及び矯正施設所在自治体会議について御説明いたします。

まず、矯正施設における農福連携の推進について、施策番号16関連の資料で御説明いたします。農業と福祉が連携し、障害者が農業分野で活躍することを通じて、農業の経営発展とともに、障害者の社会参画を実現する農福連携の取組につきましましては、「福」の広がりとして、犯罪・非行をした者の立ち直り支援等にも対象を拡大する方向性が打ち出されているところでございます。これまで矯正施設では、ソーシャルファームでの就労体験、農福連携関係団体を招へいしての意見交換会や就農指導、被収容者向けの視聴覚教材の作成など、農福連携関係団体等への就労・帰住を見据えつつ、矯正施設と農福連携関係団体の間のギャップの解消を目指してきたところであり、農福連携に取り組む団体の御理解も少しずつ進んできているところと考えております。引き続き、矯正施設、被収容者、出所者と農福連携関係団体の効率的で持続可能な関係の構築を目指してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、若年受刑者処遇について、施策番号56関連の資料で御説明いたします。若年受刑者を対象とする処遇内容の充実に関する取組として、令和5年度から市原青年矯正センターの運用を開始いたしました。少年院であった市原学園を刑事施設に転用しまして、おおむね26歳未満で犯罪傾向の進んでいない男子受刑者のうち、知的障害等を有する者等を収容して、社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人スキル等を習得するための指導を中心とした処遇を実施しています。少年院の開放的な処遇環境において、刑務官、教育専門官を始めとする多職種の職員が密に連携し、若年、障害等の特性を踏まえたきめ細かな矯正処遇、社会復帰支援を行っているところでございます。

次に、犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度について、施策番号63関連①の資料を御覧ください。昨年12月1日から被害者等の心情等の聴取・伝達制度が開始されました。この制度は、申出のあった被害者等から心情等を聴取するほか、被害者等が希望した場合は、心情等を加害者である受刑者や在院者に伝達することで、その矯正処遇や矯正教育において、被害者等の心情等をより直接的に反映し、被害者の立場や心情への配慮等を一層充実させるというものでございます。②の資料を御覧ください。刑事施設におきましては、個々の受刑者ごとに処遇要領を策定の上、矯正処遇を実施していますが、心情伝達の実施の有無にかかわらず、各種資料や被害者等から聴取した心情を基に、被害者の心情等を適切に把握し、処遇要領上の達成すべき矯正処遇の目標に、被害者等の心情等の理解や、被害弁償に関する内容等を設定し、必要な指導をすることとしています。例えば、一般改善指導「被害者心情理解指導」のほか、特にその必要性が認められるものについては、受刑期間全体を通して特別改善指導「被害者の視点を取り入れた教育」を継続的に実施するとともに、職員との対話を通して、受刑者の更生への動機付けを高めることにも取り組んでいます。その上で、心情伝達のなされた受刑者に対しては、個別面接を行うなど、伝達された内容に応じて丁寧な指導を行うこととしています。③の資料を御覧ください。少年院においても、在院者の個人別矯正教育計画において、被害者等の心情等を考慮した個人別矯正教育目標等を設定し、「被害者心情理解指導」や「被害者の視点を取り入れた教育」等を、入院早期から出院に至るまで継続的に行うとともに、関係機関との連携の下、必要な社会復帰支援や在院者の保護者への働き掛け等にも取り組み、在院者の慰謝の気持ちを高めさせ、より具体的に被害弁償や慰謝の方法を考えさせております。引き続き、被害者等の心情を考慮した処遇の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、施策番号77関連の資料で、矯正施設所在自治体会議について御説明させていただきます。令和元年6月に矯正施設が所在する市町村の首長間でネットワークを形成しまして、矯正施設が所在する自治体が率先して地域ぐるみの再犯防止施策の推進等を図ることなどを目的に矯正施設所在自治体会議が設立されました。コロナ禍でオンラインでの活動が続いておりましたが、令和5年6月には4年ぶりに対面で総会が開催され、全国から30を超える自治体の首長やその代理の方が出席されました。そこでは矯正施設と自治体との連携の強化、新たな取組の実現に向けた議論が交わされました。拘禁刑下における新たな処遇の実現に向け、これまで以上に関係する専門職や団体、自治体等との連携を強化し、開かれた施設運営を更に推し進めることで、様々な専門職に支えていただき、また、関係機関と協働して施設運営がなされるものと期待をしているところでございます。

また、これに関連しまして、次の資料を御覧ください。令和6年能登半島地震への支援状況について説明いたします。本年1月に発生しました能登半島地震で被災された方の支援のため、仙台、名古屋、東京、大阪、広島各矯正管区管内の刑事施設、名古屋矯正管区管内の少年施設や、法務省矯正局の特別機動警備隊、管区機動警備隊の職員を2月29日現在延べ2,000名超派遣しているところでございます。報道でも取り上げていただきましたシャワー支援のほか、非常食、防災備品等物資の提供、緊急支援物資等の仕分け、安否不明者の搜索、また、少年鑑別所の心理専門職による心理支援等に全力で従事しているところでございます。矯正局からの説明は以上となります。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。次に保護局からお願いいたします。

○法務省保護局総務課長 保護局でございます。第二次再犯防止推進計画に係る保護局の取組につきまして御説明いたします。最初に、施策番号64に盛り込まれました持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会についてです。令和5年5月に法務大臣決定として検討会を設置し、毎月1回程度のペースで検討会を開催して議論を重ね、今月末には中間取りまとめがなされる見込みでございます。検討会の構成員につきましては、施策番号64関連③の資料のとおり、学者、マスコミ関係者などの有識者のほか、保護司の方々にも加わっていただいております。保護司の実情を踏まえた精力的な議論が行われております。中間取りまとめ案の内容として、四つの論点ごとに簡単に御紹介しますので、スケジュールが掲げてある②の資料を御覧ください。一つ目は、推薦・委嘱の手順、年齢条件です。従前は、保護司適任者の確保について、保護司の人脈に頼っておりましたが、社会環境の変化により徐々に難しくなっている地域もございます。そこで、保護司会の意向を踏まえた上で、保護司活動を紹介する保護司セミナーや保護司活動のインターンシップによって、広く候補者を募るいわゆる公募制について試行することとされております。二つ目は、職務内容の在り方、保護観察官との協働体制の強化です。保護司の負担軽減や処遇経験の充実といった観点から、保護観察等事件依頼時の複数指名の積極化や、休日や夜間の研修実施等について保護司、保護司会の意向を踏まえながら、柔軟かつ積極的に対応することとされています。三つ目は、待遇、活動環境です。現行、保護司には活動に伴う実費を弁償する仕組みがございますが、保護司の役割が広まる中、その手当てが十分にされず、いわゆる持ち出しがなされることもあります。そのため、できる限り金銭的負担の軽減を図るとともに、保護局において持ち出しに係る分析を行った上で、保護司であるがゆえに必要な活動に対する支援の充実を図ることとされています。四つ目は保護司の使命です。保護司法に掲げる保護司の使命や保護司の具備条件について、これからの時代を見据えたものとなるよう見直しを検討することとされております。検討会の議論の状況につきましては、地方別の保護司協議会や、保護

司の代表者協議会で当局から説明するとともに、保護司専用ホームページH@（はあと）でも周知を行っております。今後もヒアリングなどを重ねて議論を深め、本年秋頃に一定の結論を得る予定です。また、保護局といたしましては、検討会の結論を待たずとも取り組める部分については、令和6年度から順次取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、施策番号83・86に対応し、令和5年12月1日から施行されました改正更生保護法に基づく施策について御説明します。施策番号83・86関連の資料を御覧ください。改正更生保護法の主な改正趣旨として、「息の長い」社会復帰支援の推進があります。刑事司法手続の入口から出口、地域に至るまで、シームレスにつなぎ必要な支援を息長く確保しようとするもので、具体的には、更生緊急保護制度の拡充や更生保護に関する地域援助等を内容としています。資料の下半分の図にありますとおり、更生緊急保護につきましては、従来、出所後に、本人が保護観察所に出頭して申出を行う必要がありましたが、刑事施設等に収容中の申出を可能とし、釈放後切れ目なく保護を受けられるようにいたしました。また、更生緊急保護が行われる期間を延長し、最長2年にするとともに、刑執行終了者等に対する援助の制度を設けるなどし、地域支援への円滑な移行を図ることとしています。施策番号83関連①の資料を御覧ください。更生保護に関する地域援助は、保護観察所が、元保護観察対象者やその家族を含む地域住民や関係機関等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、地域における支援の紹介や調整などの援助を行うものです。こうした取組の基盤となる地域支援ネットワークの構築にも併せて取り組むこととしております。次の施策番号83関連②の資料は2枚で表裏のリーフレットとなっておりまして、地域援助の取組の一環として、各保護観察所に設けました、犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぽ」のリーフレットでございます。三つ折りにする形で使っております。「りすたぽ」は一人一人の再出発、リスタートをサポートする思いを込めた名称で、このリーフレットを活用するなどして取組の周知を図ることとしております。地域援助の具体的事例としまして、例えば、元保護観察対象者の家族等からの相談や、出所者等に対する支援を行っている関係機関等からの相談に応じた事例が既にあり、これらを着実に運用することで、「息の長い」社会復帰支援を推進してまいります。

最後に、施策番号35関連の資料を御覧ください。保護観察所では、従前から薬物事犯の保護観察対象者に対して、薬物再乱用防止プログラムを実施してまいりましたが、近年、大麻事犯の対象者が増加傾向にあり、その対応が喫緊の課題となっております。そのため、薬物処遇の在り方について、外部有識者を交えて検討を行い、このプログラムを改訂し、令和5年12月から同プログラムに、資料の左下に吹き出しでございますが、大麻事犯者の特性に応じた指導課程を新

設するなど、処遇の充実を図っております。保護局からの説明は以上でございます。引き続きの御指導よろしく願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。それでは、続きまして議事の「(2) 関係省庁からの報告」としまして、警察庁、厚生労働省及び国土交通省における取組の進捗状況等について御説明をお願いいたします。資料3に移り、初めに、警察庁からお願いいたします。

○警察庁生活安全局生活安全企画課長 警察庁でございます。警察庁の資料「第二次再犯防止推進計画に対する警察庁の取組」について御説明いたします。まず一点目、暴力団離脱・薬物乱用防止等につきまして、暴力団からの離脱、社会復帰としまして、暴力団からの離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、構成員の離脱、就労、社会復帰等に必要な社会環境及びフォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を推進しております。

また、薬物乱用防止・薬物依存対策としまして、SNSや動画配信サイトにおいて、ターゲティング広告を実施しています。また再乱用防止のためのパンフレットを作成し、薬物乱用者やその家族に配布しております。

二点目、子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止についてですが、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その所在確認を実施しております。また、当該出所者の同意を得まして、面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じております。

三点目、ストーカー加害者に対する指導等ですが、被害者等に接触しようとしているなどの問題行動等の情報を共有するなど、保護観察所との緊密かつ継続的な連携によって、こうした者の特異動向等を迅速に把握するようにしております。また、加害者に治療・カウンセリングの受診を勧めるなど、地域の精神科医療機関等との連携を推進しております。

四点目、個々の非行少年の状況に応じた立ち直り支援活動につきまして、非行に走る可能性がある少年に積極的に連絡しまして、「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しております。警察庁からは以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。次に厚生労働省、お願いいたします。

○厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課課長補佐 厚生労働省でございます。当省からは昨年8月8日に策定しました第六次薬物乱用防止五か年戦略について御説明させていただきます。厚生労働省の資料「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を御覧ください。こちらは、我が国の薬物乱用対策の推進体制を示したものです。厚生労働大臣を議長とし、関係閣僚によって構成される薬物乱用対策推進会議の下で薬物乱用防止五か年戦略が策定され、その推進が行われています。薬物乱用防止五か年戦略は、我が国の薬物乱用を防止するための総合的な薬物対策であり、政府が一丸となって取り組む目標となっております。

次の資料をお願いいたします。こちらは我が国の薬物を取り巻く現状と課題についてまとめた資料になります。近年の薬物情勢を見ますと、五か年戦略に基づき、関係府省庁の緊密な連携の下、総合的な対策に取り組んだ結果、薬物の生涯経験率は諸外国と比較しても極めて低い数字を維持しており、これまでの薬物政策が功を奏していると言えます。特に、第五次戦略中における覚醒剤検挙者は減少の一途をたどっており、令和4年には6,289人まで減少しました。しかし、他方で大麻事犯の急激な増加等により、全薬物事犯の検挙人員を見ると、この10年間は、1万4,000人前後の横ばい状態であり、引き続き予断を許さない状況であると言えます。覚醒剤事犯の特徴としては、再犯者率の高さが挙げられ、令和3年においてはわずかに低下しましたが、依然6割を超えておりまして、大麻事犯の再犯者率が約2割である状況と比較しても非常に高い割合であると言えます。

一方、大麻事犯の特徴としましては、若年層を中心とした乱用拡大が挙げられ、令和3年には過去最多の検挙人員を記録し、今正に大麻の乱用期の渦中にあるといえ、大麻事犯に特化した施策が急務となっております。また、覚醒剤・大麻の問題以外にも、近年、我が国における新たな脅威として、SNSや暗号資産などを悪用したサイバー空間における密売市場の拡大や、闇バイトなどによる密輸事犯の増加、今後見込まれる国際的な人の往来増加による薬物密輸入リスクの増加などが考えられ、それらに対する対策も重要な課題となっております。

次の資料をお願いいたします。こうした近年の薬物を取り巻く現状と課題を踏まえ、第六次戦略においては、大麻乱用期への総合的な対策の強化、再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”の強化、サイバー空間を利用した薬物密売の取締りの強化、国際的な人の往来増加への対応強化、薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信の五つの視点に基づいて、予防啓発、再乱用防止、取締り、水際対策、国際連携を柱とする五つの目標を掲げております。今後5年間、この五つの戦略目標に基づいて、関係府省庁が緊密な連携を確保して各目標の達成に向けて取組を推進していくこととなりますので、引き続き御協力のほどよろしくをお願いいたします。厚生労働省からは以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございました。次に国土交通省からお願いします。

○国土交通省住宅局住宅企画官 国土交通省でございます。では、国土交通省の取組について大きく二つを御紹介させていただきたいと思っております。まず、施策番号22の居住支援法人との連携強化、この関係で申しますと、セーフティネット住宅登録制度、いわゆる住宅確保がなかなか難しい方々に対して、入居を拒まない賃貸住宅について登録制度を設けている中で、しっかりと住まいの確保を支援しているところでございます。特に、資料の右側の方でございますが、居住支援法人の指定もだ

いぶ進んできていまして、全国で700を超える法人に居住支援をしていただいています。こうした民間の方々の御支援、また大家さん、そして様々な地域がしっかりと連携しながら、住まいの確保が難しい方々、要配慮者の方々の住まいの確保に努めているところでございます。

二つ目の取組といたしまして、施策番号23の公営住宅への入居における特別な配慮についてです。こちらにつきましては、第一次の再犯防止推進計画の閣議決定に併せて通知を出し、公営住宅に関して、特に困難を抱える方については、自治体の判断で優先入居という形で募集の際に配慮することができます。この中で、矯正施設出所者等につきましては、通常「著しく所得の低い世帯」に該当し、優先入居の取扱いが可能であることを明示した通知を発出して、公営住宅を通じた住まいの確保を進めているという状況です。今回、こうした取組を進めながら、罪を犯した人を含めて、住まいの確保に努めているところでございます。簡単ではございますが、以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。それでは、「(3)意見交換」に入りたいと思います。有識者委員の皆様から、これまでの報告を踏まえまして、御意見を頂戴できればと存じます。大変恐縮ではございますが、時間の都合もございましたのでお一人3分程度で御発言をお願いできればと思っております。また、御質問等がございました場合には全員の発言後にまとめに対応させていただきたいと思っております。御発言につきましては、構成員名簿の掲載順にお願いしたいと思います。それでは、川出委員からよろしくお願いいたします。

○川出委員 御報告ありがとうございます。いくつか感想と要望を申し上げたいと思います。まず、最初は、矯正局から御説明がありました、若年受刑者少年院転用型施設の矯正処遇についてです。この施策は、拘禁刑下での、新たな矯正処遇の一つの象徴とでも言うべきもので、どのような内容になるのか非常に注目していましたが、先日、市原青年矯正センターを実際に見学させていただく機会がありました。施設の収容形態はもちろんのこと、処遇の内容についても、これまでの刑務所のイメージとは全く異なるもので、新しい矯正処遇が始まったことを実感いたしました。配布資料に記載されているとおり、今のところ、その対象は、一定の障害を有する若年受刑者に限られていますけれども、今後、処遇の効果を検証しつつ、対象を広げていただければと思います。

次は、薬物事犯の再犯防止対策についてです。薬物事犯に関しては、刑事局から、麻薬取締部が実施する再乱用防止対策事業の拡大について御報告がありました。その対象となっている、保護観察が付いていない全部執行猶予判決を受けた者ですとか、不起訴処分を受けた者について、そのまま放置するのではなく、再犯防止のために必要な支援を行うのは非常に重要なことですので、この施策につきましても、効果を検証しつつ更なる拡大を図っていただきたいと思います。

ただ、その一方で、この施策が実施できるのは、あくまでも対象者がその支援を

受けることに同意した場合に限られますので、そこに限界があることも否定できないと思います。その関係で、二点検討をお願いしたいことがございます。

まず一点目として、これは3年前の令和3年3月に開催された再犯防止推進計画等検討会の場でも申し上げたことなのですが、現在の量刑基準からすると、全部執行猶予となることが予想され、かつ、再犯のおそれがある者について、検察官が積極的に保護観察付きの全部執行猶予を求刑するという運用を行っていただけないかということです。

薬物事犯について、検察官が保護観察付全部執行猶予を求刑するという運用を行っている地検もあると聞いたことがございますが、全国的に行われているものではなく、特定の地検で行われているにとどまっているようですので、これについても、保護観察付全部執行猶予が求刑され、それに対応する判決が言い渡された事案について、実際に再犯防止の上で効果が上がっているかどうかを検証していただき、もし効果があるということでしたら、他の地検にも運用を拡大することを検討していただければと思います。

二点目は、これも以前に意見を申し上げたものですが、高齢者ですとか障害を有する者については、入口支援の仕組みが定着してきたところですので、薬物事犯者についても同様に、回復支援措置につなげる入口支援の仕組みを構築する必要があるのではないかということです。

御説明がありました麻薬取締部が実施する再乱用防止対策事業との連携は正に入口支援の一つであるわけですが、こうした支援を行うことができる機関は他にも存在していますので、検察庁がそのような機関と幅広く連携するような制度的な枠組みを検討していただければと思います。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。続きまして、幸島委員、よろしくお願いいたします。

○幸島委員 それでは、私からは二つ意見と、一点は感想ということになるかと思いますが、申し上げます。

まず、第一点は、地域再犯防止推進事業の概要について御説明をいただきました。都道府県の役割は、再犯防止において非常に大切であるわけでございますけれども、今24都府県に取り組んでいただいているという説明を聞いて、半分以上にも至ったのかというのが率直な感想であります。この間の関係者の皆様の努力に心から敬意を払いたいと思います。今後も努力を続けていただき、全47都道府県で行われるようになればと考えます。既に、再犯防止推進計画につきましては、全都道府県でセットされているわけです。何とぞそのための努力を引き続きお願いしたいと思います。再犯防止が都道府県の事務として定着すること、窓口が確立するということは大変に重要だと思います。とりわけ、再犯防止に関する政策は、多方面・多分野に及んでおりますので、県の窓口が設置されることによって、より一層実効性が上がってくる、あるいは進化してくるのではないかというふうに思われます。また、

市町村の取組が先行しているところも確かにございますけれども、やはり先ほど愛知県の実例を御紹介いただきましたように、都道府県が具体的に取組んでいただくことにより、市町村における取組も進んでいくものと改めて感じた次第です。市町村が取り組むこと、これによりまして、保護司を始めとする更生保護ボランティア・関係者が地域で実感でき、一層活性化すると思います。何とぞ、そういう好循環を生み出すという意味でも、引き続き地域再犯防止推進事業の推進に意を用いていただければと思う次第でございます。白書等を拝見しますと、やはり相談支援が主であるというような御紹介もございました。ぜひその他、特徴的な取組を行っているところがあれば、実例をお聞かせいただければというのが第一点でございます。

もう一点は、更生保護に関する地域援助に関することでございます。保護局の報告によりますと、昨年12月1日から、いわゆる「りすたぼ」に象徴される相談支援事業が始まったという報告をいただきました。理念的には、いわゆる息の長い支援の核となる取組になるわけございまして、社会内処遇を推進する更生保護が真に力を発揮すべき分野であると個人的には考えております。相談支援ということだけでは、やはり現場に立ってみますと、ちょっと抽象的ではないかなと。開始したばかりということは理解できますけれども、令和6年度から新たな事業や取組が始まるのか、もしあるのであれば、教えていただきたいと思います。個人的な経験になりますけれども、保護観察事件の係属件数が極めて多い時代に、保護観察官として私はこの分野に入りました。そういった観点からすると、地域援助を実施するということは、従来の保護観察官の意識あるいはマインドセットの大きな転換が必要ではないかと感じております。組織体制の変更はもちろんですが、そういった保護観察官自身の意識やマインドセットの転換への工夫・努力をどう講じようとしているのか、ぜひそういったことについても、教えていただく機会が持てればと思っております。ある意味では更生保護官署の組織文化の変容も生み出していくのではないかなというふうに感じております。蛇足でございますけれども、今般の再犯防止推進白書では、いわゆるデシスタンス、離脱の研究に関連する事例の紹介がございました。あらかじめ分析枠組みを決めて行うのではなくて、私の個人的な理解ですが、離脱の研究、デシスタンスの研究は、ケース全体を丸ごと把握することによってその妙味があるように思います。これこそ、もしかしたら更生保護官署の新たな組織文化につながるような、保護観察官の基本姿勢を成熟する手立ての一つではないかと感じました。

最後に、これは感想でございます。いよいよ矯正の分野でも、被害者等の聴取・伝達制度を始めとする、いわゆる被害者の関係政策が本格的に始まるということで、大変期待したいと思っております。更生保護の実務においても、被害者に関する施策を進めてまいりました経験からいっても、ぜひ更生保護における生活環境調整との連携や、さらには、私個人的には、警察の皆様方には被害者支援の関係で大変お世話になりましたし、いろいろなことを工夫させていただいた経験を持

っておりますので、その点についても御配慮いただければと思います。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 どうもありがとうございました。続きまして、堂本委員、よろしくお願いいたします。

○堂本委員 今日は御説明どうもありがとうございました。堂本でございます。期待を申し上げさせていただくと、何よりやはり、地域との関係性、それが一番大事だと思っています。どうしても刑務所は国の所管ですので、地域社会との連携が今までは薄かったように感じています。どうぞこれからは、出所した方が地域に受け入れられるために、できるだけ早い時期から、可能であれば、再犯の防止も含めて、やはり地域社会が関心を持ってくれることが大事かと思っていますので、ぜひともそういった取組を更に続けていただけたら嬉しいと思っています。以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。続きまして、野口委員、よろしくお願いいたします。

○野口委員 ただいま説明を受けて、協力雇用主の立場として、感じたことを三点申し上げます。まず一点目は、国と地方公共団体の連携に関するところでございます。私の住む福岡県におきましても、地域再犯防止推進事業が実施されておりますが、事業の推進に当たって、県から私達協力雇用主を非常に重要な存在と考えていただけるということを心強く感じております。再犯防止の推進のためには、国と地方の連携が必須であると感じていますので、このような取組が全国に広がっていくことを期待しております。

二点目は、改正更生保護法についてです。先ほど改正更生保護法施行について説明がありました。これまで、協力雇用主の下で働く保護観察対象者が保護観察終了とともに離職をしてしまうというケースがたくさんありますし、私の会社でもそうした経験をしています。彼らは、入社当時は遅刻・欠勤が当たり前でしたが、だんだん活躍し始めて、会社にとっても必要な人物となったところ、保護観察が切れた途端に辞めてしまって、という問題があり、刑事手続を離れてしまうとどうしようもないという実情がありました。今後は、保護観察の終了後、息の長い支援に取り組むことができるようになったということです。私達協力雇用主としても、ありがたい話だと感じております。

三点目は、協力雇用主についてでございます。国はこれまで協力雇用主を増やす取組を推進してまいりました。その結果、現在、全国で約2万5,000社まで登録は増える一方、実際に刑務所出所者等を雇用している雇用主はそのうちの数パーセントと聞いております。今年度から全国の保護観察所において、新たに協力雇用主となった事業所などを対象とした研修会を実施されるということになったのでございますが、これは、協力雇用主の活動に対して、全国でレベルを同じくするという点については、非常に重要なことではないかというふうに感じております。また、刑務所出所者等就労奨励金の支給対象につきまして、今年度から雇用保険、社会保険等の加入手続を行っている協力雇用主に限定するように改正したそうで

すが、今求められるのは、これまでのように、協力雇用主の登録数を増やすというよりも、こういった取組を通じて、刑務所出所者等を更生に導けるよう、協力雇用主のレベルを上げることだと思いますので、引き続きこのような取組を進めていきたいと思います。私からは以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。続きまして、松田委員、よろしくお願いいたします。

○松田委員 御説明ありがとうございます。私から四点申し上げたいと思います。一点目は重点課題6関連の地域再犯防止推進事業についてです。先ほど幸島委員からも御発言がございましたけれども、実施団体が半分ということですので、今後一層取り組んでいただけたら思っております。

二点目は、施策番号56関連の市原青年矯正センターの取組についてです。これも先ほど取り上げて御発言がございましたが、私が思いますに、これは少年院の矯正教育の知見や経験を活用した先端的な取組で、期待を持てるものだと思っております。ただ、その少年院転用型処遇の基本的枠組みにある少年院の処遇環境といいますのは、単に建物設備だけではなくて、更生的風土と呼ばれるような施設風土がベースにあると考えております。私は、再犯防止の取組というのは、矯正施設の収容者にとっては、卵をテーブルから床に落とすような話だと思っております。いかにして卵が割れずに床に着地するかは卵である本人と、床である地域社会の状態に加えて、テーブルである矯正施設等と地域社会の高低差にかかっていると考えます。処遇環境はこのうちのテーブルと床の高低差に係る話で、どれだけ両者の差を縮めることができるかというのが重要だと思います。その点では、少年院の処遇環境にももちろん課題がありますけれども、それ以上に刑事施設においては課題が多いと思います。市原青年矯正センターの取組においては、少年院の矯正教育の基盤にある処遇風土とか処遇環境にも注目していただきたいと思いますし、特に、平素も生活場面で受刑者と接触が多いと思われる刑務官の方々の意識というか、受刑者はどういう人だと思っているかという点に十分配慮して、取組を進めていただきたいなと思います。

三点目は施策番号93に関することです。今回、再犯防止推進白書の特集で、犯罪や非行からの離脱プロセスを取り上げて、当事者の語りを分析されていることは、施策の実施に有効な知見を得られるととても有意義なものではないかと思いました。同様の観点から、最近、「刑政」という雑誌で拝見しましたアンケートの結果を申し上げます。矯正局による釈放前指導を受けた全受刑者に就労支援について尋ねてみたものです。全部を申し上げられないのですが、大変興味深かったのは、例えば、高齢・障害等で働けないから、自分は就労支援を受けなかったと回答した者に対して、更に、働ける場所があれば働きたいかと問いますと、半分は働きたいと回答しておりました。つまり、通常の就労支援では就労困難でも、福祉的就労への支援の道があるということが指摘されています。また、就労支援を受けた者の約7割が出

所後の就労について、人間関係や金銭管理等の様々な不安を抱えていることを述べておりました。通常の刑務所の中では、就労支援と、対人関係や家計管理の教育の担当部署は分類と教育がそれぞれ担当なのですけれども、両者が関連していることの必要性も指摘されていました。こうした支援やサービスの利用者の声を聞くということは、実施する側がなかなか気付かない改善のヒントを得られる貴重な機会になるのではないかと感じました。再犯防止推進計画に挙げられていることの多くは、サービス提供の仕組みです。サービスはそれを必要とする人に必要とする内容で届くことが大切であると考えますと、実施の仕組みと合わせて、アンケートとかヒアリング等適宜の方法で、利用者のフィードバックを求める仕組みも同時に埋め込んでおくということも重要ではないかと思いました。

最後、四点目ですけれども、刑務所や少年院といった矯正施設がそこに収容されている人たちの再犯防止施策のハブになってほしいと考えております。今申し上げましたとおり、受刑者等の再犯防止のためには、就労先とか住所の確保、それから地域生活に必要な福祉とか医療など多様なサービスが準備されていますけれども、それを有効活用するためには、先ほどお話もありましたが本人の動機付けとか、それから地域のサービス担当者や担当機関との具体的な結び付きが必要ではないかと考えます。表現が適切ではないのですけれども、受刑者等の身柄が確保されているうちに、地域や関係機関と協力して、こうした下ごしらえをする場となることも矯正施設の重要な役割ではないかと考えております。再犯防止というと、どうしても矯正施設を出てからのことではないかという意識が、矯正施設の職員に見られるところもあるかと思うのですけれども、むしろ矯正施設が再犯防止のハブになる可能性があるという点を強調したいと思います。以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 どうもありがとうございました。続きまして宮田委員、よろしくお願いいたします。

○宮田委員 私は意見を紙で提出いたしましたので、御一読いただければ幸いです。先ほどの御報告はそれぞれの役所が今注目してほしい問題が中心で、犯罪をした人の処遇の流れが、横断的に紹介されていない印象を持ちました。例えば、入口支援であれば、地域生活定着支援センターの被疑者等支援業務が効果を上げています。また、地域生活定着支援センターによっては、公判になった事件についても、更生支援計画を立て、証人となるなどして、被告人が、事件を起こした原因や地域に定着する方策を御検討いただき、再犯防止に資する活動をしているところもあります。また、私も弁護士は、福祉専門職や、地域の福祉施設、NPO団体などと連携したりしながら、更生支援計画を裁判の段階で作成し、執行猶予が付けば福祉施設などに、保護観察付執行猶予であれば保護観察所に、矯正施設に入る場合は、矯正施設に引き継ぐ活動をしております。先ほど、川出先生から薬物事犯者についての御発言がありましたが、薬物事件の場合にも更生支援計画を立て、一定の効果を上げています。また、刑務所にいる間も、地域生活定着支援センターの方が面会をして

地域につなぐ活動をしておられますし、更生支援計画に関わった福祉専門職、福祉施設の方、我々弁護士が面会をして社会復帰のお手伝いをしています。刑事施設によっては、カンファレンスにそういったメンバーを加えていただいている例もあると聞いています。さらに、まだ全国的なものではありませんが、寄り添い弁護士、愛知県弁護士会では、一部県の事業としてやっていますけれども、弁護士が出所後の人たちに関わっていく活動も広がっています。弁護士が貧困者の支援団体や自助グループなどにつなげる活動や、自治体の方との連携した対応もあります。このように、民間人や民間団体を含む多くの機関の連携についてもっと見える化して、御紹介をいただけるとありがたいと感じた次第です。

また、政府機関に、もっと連携しなければならない部署があると思っています。例えば、「通帳が作れない」という問題。通帳がないと就労が難しいです。もちろん、多重債務者や、通帳を不正利用した人、暴力団の人への規制には一定の合理性はありますが、例えば、暴力団を離脱したのに、反社扱いされて通帳を作れないこともありますし、いつまで通帳を作れないのか、どうすれば作れるのかが不明確で、支援していて対応に窮することがあります。そうすると、金融当局やその監督官庁である金融庁も含めたもっと広い連携を考えないといけない場面があるように思います。

そして、各省庁から国民に向けた情報が欲しいと思うことがたくさんあります。例えば、厚生労働省は大麻を規制していますが、若い子たちは、海外では大麻をみんな使っている、大麻は安全と思っています。そうじゃない、なぜ規制するのか、どこが危険なのか、問題なのか、そこから説明すればわかるのに、そうしていないので、乱用者が増えているのではないのでしょうか。厚生労働省が積極的に、国民に分かりやすく、見えやすい場所に開示すべきです。あるいは依存症治療やストーカーの治療をどこでできるかなどの情報が欲しいです。先ほど、保護観察所で地域の様々な情報を集めて提供するとおっしゃっていただきましたが、そういう情報を、支援する人たちにも共有いただければと思います。以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。それでは、続きまして、村木委員、お願いいたします。

○村木委員 私からは、一つ御質問で二つは要望事項です。質問ですが、入口支援の状況について、当初、大変難しいという話もあったので全体としてうまくいっているのか、どれだけのことが行われているのか、見えてきた課題があるのか、効果がどれぐらい出ているのかという辺りを、トータルに教えてもらえると大変ありがたい。

それから要望事項ですが、一つ目はですね、自治体の取組です。これは、皆さんもおっしゃったように本当に大事で、法務省からの御報告のように計画を立てた自治体が大変増えてきて市区町村でも500ぐらいになったというのは非常に良いことだと思います。それから、地域再犯防止推進事業の取組も、24都府県まで来

ているということで非常に良いと思う。これを更に進めていくために、大変でしょうけど、一つは、例えば、自治体の職員さんに再犯防止を自分たちが担当しているっていうことを自覚してもらうために、例えば、オンラインでもいいので、自治体の担当者会議を開くとか、意識を促すアクションを少し取った方がいいのではないかな。それから、事業の良い事例で今日は愛知県がありましたけど、都道府県、市区町村の良い例を整理して横展開するように自治体に提供すること、これはすごく大事になると思うので、しっかりやってほしいというのが一つ目のお願いです。

それから、二つ目のお願いはですね、改正更生保護法の施行について説明いただいたことについて、ものすごく期待しています。これを実施していくに当たってのお願いですが、更生保護が出ていく期間が長くなると、他の省庁関係者が引いちゃうってことが起こり得ると思います。半年はあそこがやってくれる、1年半はあそこがやってくれる、2年はあそこがやってくれる、それでは意味がないので、延びた期間は、周りつつなぐ、そのための期間だっていうことを法務省関係者も他省庁の関係者や地域の関係者も自覚して進められるような工夫をしていってほしいというふうに思っています。

それから、地域支援ネットワークというのがものすごく大きな役割を果たすと思いますが、ここの運用についてお願いですが、つい先日、東日本大震災から後の福島の復興支援の総括をしたレポートを読む機会があつて、そこにとっても大事なことが書いてある。福島は最初一人一人の被災者に寄り添って、災害のケースマネジメントを一人一人にずっとやっていた。ところが、途中で、そういう一人一人の支援、点の支援だけでは駄目だということがわかって、面の支援、地域をどうやって変えていくか、耕していくかってことを、同時にやらないと、この復興支援がうまくいかないってことが途中からわかったというレポートでした。

そういう意味では、この地域支援ネットワークがケースを扱って、みんなで一人の人をサポートするっていうことのために使うのと同時に、地域の社会資源を見つけたり、地域の社会資源を厚くするためのチームになれるように、この運用をぜひ強化をして、関係者に呼び掛けて、点の支援と面の支援と両方ができるように、そういう意識を持って運用していただけたらと思います。以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。続けて、松本委員、よろしく願いいたします。

○松本委員 松本眞由美です。意見を述べさせていただきます。私は保護司という職でおりまして、保護司の立場でお話をさせていただきたいと思います。

保護司が組織として活動するには、自治体の理解と協力が大変重要でございます。自治体によって更生保護への理解に大変な差がありまして、現実には、活動に苦労している保護司の方もたくさんいらっしゃることは事実でございます。自治体の理解促進のため、国からも法務省、総務省、文部科学省、各省庁のお力添えをお願いしたいと思います。それから、保護司法に規定されている保護司の使命がありますけ

ど、その中にまた具備条件というのがございまして、今の実態に合っているものかどうか、再確認をしていただきたいと思います。今、保護司が大変少なくなっておりまして、適任者を確保していくことを踏まえると、見直しがこれから必要ではないかと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。先ほどもお話がありましたけど、保護司の活動に伴う持ち出しが大変多くございます。持ち出しを解消するってことは、保護司を続けやすくすることにもつながります。新しく保護司になっていく方にも、保護司会という組織の中で、年会費をいただいています。そうすると、年会費を払ってまでボランティアである保護司をやらなくちゃいけないのっていう議論が今出てきております。それで若い人は、そんなお金を払ってまで保護司になりたくないというのが現状でございます。それですので、保護司の持ち出しが解消されるように、国としての支援を充実していただけるように、お願いしたいと思っております。

それから、息の長い支援が求められるということに、法律が変わっておりますけど、それには保護司の役割の存在が多大であるということを御理解いただきたいと思います。私事ではございますけど、警察署で保護司してるんですよって言うても、保護司って何ですかっていう警察官の方も本当にいらっしゃいます。ですから、保護司が活動しやすい環境を整備していただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 どうもありがとうございました。最後に、和田委員、よろしくお願いいたします。

○和田委員 和田でございます。私は、薬物乱用ないしは依存症者に関わってきた立場の人間ですけども、前回の検討会と重複しますが、三点について少し述べさせていただきます。

第一に、いわゆる農福連携についてです。施策番号16ないし39に該当するかと思います。本日その矯正施設における農福連携の説明をいただきました。一方、保護観察所の委託事業として自立準備ホームという位置付けでダルクに入所される方もいらっしゃるわけです。ダルクの中には農作業を、その活動の一つとして力を入れてやっているところもあります。やはり薬物からの回復ということになってきますと、最終的にはどのように社会に戻っていくか、できれば自立して戻っていくか、そういうことは非常に重要だと思います。ずっとダルクにいたことが回復とは言えない部分があるわけですから、そういう意味では、そのような農業に力を入れている、あるいは関わっているダルクに対して、農福連携という視点からいわゆるノウハウ的な支援とか、場合によっては、経済的な支援とかそういうようなことを提供するような農福連携という視点からの回復支援施設への援助を少し検討していただければどうかと思いました。

それから、二番目ですけども、これ法務省の所管の施設あるいは厚生労働省所管の施設、簡単に言えば、保護観察所、刑務所あるいは医療機関、精神保健福祉セン

ターということになりますけども、そういうところで、いわゆる認知行動療法的なプログラムを実施するというのが、形の上ではほとんど普及していると私は見えています。100パーセントとは言いませんけども、大体できている。ただし、形の上でということにこだわるのですけども、その形態ができてから、これはそもそも認知行動療法的なプログラムの宿命でもあるかも知れませんが、実施しているうちに、提供する側がマンネリ化しやすい。形ばかりやっていたらいい、みたいな。そこでの成果ですが、よく言われることが、つながり続けることが重要だ、あるいはそれによって自己効力感が高まることが重要だ、これは非常に重要な見方ではありますが、果たしてそれが薬物をやめるということに本当に結び付いているのかということについていつも考える必要があると思います。ということで、私が再度強調したいのは、制度的に、あるいは体制的に、形はできたけども、さらにその形ができたなら、中身を高めるようにブラッシュアップしていく必要、そのためにはその効果の検証ということをきちんとやりながら、続けていくという、そういう取組方が、非常に重要だろうと思っています。ということでその辺りのことも少し検討していただければと思います。

それから三点目になりますが、大麻事犯者の処分についてです。本日も説明がありました麻薬取締部による保護観察が付かない全部執行猶予者に対するプログラムですね。非常に重要だと思います。ところが、残念ながら、そこに参加していただける人間は何人いるのかということ、具体的な数字は今覚えておりませんが、数えるほどしかいないという印象を持っています。一方、医療機関でも実はそれに近いところがありまして、先ほど言いました認知行動療法的なプログラムに最初から参加しますっていう方がそんなにいないわけでは無いんです。やっぱりみんな嫌なんですね。一番出席率が良い、あるいは自ら参加してくる方々はどういう人かということ、割合の上では、これから裁判を受ける人、あるいは現在裁判中の人そういう人が多いです。今言いました二つの現実はですね、どうやら何らかの法的な圧力といいましょうか何かそういうものがないと、再乱用防止プログラムに自主的に参加する方が非常に少ない。そういう現実・事実そのものだと思うんですね。このことは押さえておく必要があると思います。それから、昨年12月に改正大麻取締法が可決しまして使用罪が創設されることになったわけですね。これを巡っていろいろあるのでしょうけど、薬物事犯者の起訴猶予率を見ておく必要があると思います。覚醒剤取締法の場合には、令和3年は、起訴猶予率は9パーセントぐらいです。それに対して、大麻取締法の場合には33パーセントです。要するに大麻で捕まった方の3分の1は不起訴処分だということです。不起訴処分ということは、何の対応もされずに不問に付されるということです。

これは先ほどの、保護観察が付かない全部執行猶予者というのは本当に麻薬取締部が頑張ってもなかなか参加してもらえないと同じような状況です。結局、私が言いたいのはそういう方々に対して、どうして法で取り締まろうとしているのか、大

麻を使うと何で駄目なのかということをきちんと伝えていく。それが一番重要だと思います。そういうためには、私は前回も言いましたが、最初から刑法に基づく刑事処分として対応することが妥当なのかどうか、それよりも先に、自動車の運転免許制度と同じ考え方の下、行政処分として、なぜ大麻を使っては駄目なんだという講習会の出席を義務付ける。まずそこから入るのが一番効果があるのではなかろうかと、少なくとも大麻についてはそう思っています。その上で、また再犯をするとか、更にまた再犯をするとかそういう方も出るわけですが、そういうときには2回目は講習会ではなくって、例えば回復支援施設への通所・入所とかですね、そういうことを勧告するとか、強制するかどうかまたいろいろ議論あるでしょうけども、段階を踏んでいく、どこかの段階で、法的に刑事罰、刑事処分ということも考えていく。そういうふうな考え方を検討していただきたいと思った次第です。以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 どうもありがとうございました。有識者委員の皆様におかれましては、貴重な御意見を賜り、ありがとうございました。それでは、委員の先生方からいただいた御質問で明示的にいただいたものとして、幸島委員からの二点、村木委員からの一点について、役所側から回答をお願いしたいと思います。幸島委員からは地域再犯防止推進事業と更生保護に関する地域援助についての御質問だったと思います。こちらは、法務省大臣官房秘書課と法務省保護局から回答をお願いします。さらに、村木委員からは入口支援の状況について御質問いただきました。こちらは、法務省刑事局から回答をお願いします。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 幸島委員からは、地域再犯防止推進事業の具体例についての御質問だったと思います。寄り添い弁護士の紹介をいたしました。幸島委員がおっしゃったとおり、一番多いパターンは、いわゆる相談支援事業、相談を受け付けて、いろいろと対応しますというものが非常に多くなっております。

その一例として御紹介すると、富山県では、正にその相談支援を県の事業としてやっております。実際の内容といたしましては、犯罪をした者に関し、本人だけではなくて、家族であるとか、その支援機関の方々を含めて相談を受け付けるという立て付けになってございます。その中には、対象者本人との面接も当然含みますし、あるいは、いろんな役所に行く手続などの同行支援なども実施しているようでございます。富山県の場合、特徴的なのが、県で実施しているわけではなくて、そういうノウハウを持っている民間団体に委託をしている。これは、東京都の相談支援も同じような委託という形を取っておりますけれども、富山県ではそういう形で委託をしております。そこで相談を受け付けている方には、元々刑事施設で社会福祉士として活動し、いろんな調整をされていたノウハウを持っている方もいらっしゃるという現状がございます。相談支援の一例として、手短ではございますが、御説明いたしました。

○法務省保護局総務課長 保護局でございます。更生保護に関する地域援助につきまして、新たな取組として行ったことを御質問いただきましてありがとうございます。また、多くの先生方から、地域援助の重要性あるいはシームレスなつながりの重要性、あるいは気を付けるべきことなどの御示唆を頂戴いたしましてありがとうございます。

地域援助につきましては、法改正施行が昨年12月1日でございますので、令和6年度におきましては、全国におきまして、保護観察官等に対する研修を実施するなどして、今後取組をしっかりと拡充してまいりたいと思います。また、特に、個々のケースの地域援助に当たる大前提といたしまして、地域支援ネットワークの構築が大変重要であると思っておりますので、既存のネットワークが生活困窮者のためであるとか、あるいは孤独・孤立対策等を見越したものであるとか、既存のネットワークとの連携なども重視しながら、しっかりと地域支援ネットワークの構築を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

個々のケースの取組につきましては、こういったところから相談が入るのかといったところで、先ほど「りすたぽ」のリーフレットを御紹介させていただきましたが、そういったリーフレットを使った周知によって、保護観察所に直接相談が入るという場合もございますし、一方、保護司さんが以前に担当した対象者の事情を承知する、あるいはその元対象者から保護司さんにアクセスがあるなどといったことが入口になることもあろうかと思えます。そうした意味で、これまでは御用意できませんでしたが、保護司さんが元対象者について、犯罪や非行につながりそうな案件での相談を受けた場合であって、地域援助につないでいただいた場合などに実費弁償金を支払う予算について、現在政府案にも盛り込んでいただいて、今検討を開始しているといったようなところでございます。

また、保護観察官のマインドセットあるいは育成といったところにつきまして、幸島委員あるいは他の委員からも御指摘ございました。そちらにつきましても、研修あるいは組織体制の更なる充実などを通じまして高めてまいりたいと思いますので、引き続きの御指導よろしく申し上げます。以上です。

○法務省刑事局総務課長 刑事局でございます。村木委員から入口支援についての御質問いただきましてありがとうございます。入口支援の件数等の資料を持ち合わせておりませんが、入口支援につきましては、言うまでもなく確実に定着しているという状況でございます。初期の段階におきましては、全ての検察庁に刑事政策推進室があるわけでもなく、それぞれ独自の取組を行っているという状況でございましたが、先ほど宮田委員からも御意見いただきましたけれども、地域生活定着支援センター等との連携も進んでいる中で、それぞれの庁ごとにいろいろな形での発展をしているという状況だと思っております。

課題という観点で申し上げますと、正にその裏返しということなのかもしれませんけれども、各庁における社会福祉士等が活躍する対応でありますとか、地域生

活定着支援センターとの連携の程度がそれぞれの地域ごとに様々でございます。こういった形がより有効に機能しているのか、こういった取組が推奨されるのかといった観点につきましても今後よく見ていく必要があると考えております。本年度は、再犯防止シンポジウムにおきまして、地域との連携、関係機関との連携、あるいは入口支援などを中心的な課題として御議論いただき、各地域の実情を把握する良い機会だったと考えております。

また、先ほど川出委員、松本委員、宮田委員からそれぞれ御指摘いただいたところとも関係する話だと考えておりますが、薬物犯罪等への支援というのは、様々なアプローチがあるのだろうと思います。本日御紹介した事業があまり伸びてきていないという実情があるのも事実でございますが、それには、例えば、弁護人が独自に様々な支援活動を行って、関係機関等につなぐというような取組を進められているという状況があるように認識しておりますので、そういった様々なアプローチがあり得る中での相互の連携ですとか、役割分担、そしてどのアプローチがどういう人に適しているのか、こういったものをブラッシュアップして理解していくことが今後の課題ではないかと考えているところでございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 本日有識者委員の皆様からいただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。今後、事務局において対応方針を整理し、改めて有識者委員の皆様にご説明をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

以上をもちまして令和5年度の再犯防止推進計画等検討会を終了いたします。本日はありがとうございました。